

## 豊中市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に掲げる扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第2項第1号及び第3項に掲げる支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた場合を含む。）を受けている世帯（以下「生活保護等世帯」という。）で、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）第8条の2の規定による民家防音工事の助成を受けて、空気調和機器（冷暖房機に限る。）を設置した家屋（以下「対象住宅」という。）に居住するものに対し、当該空気調和機器の使用にかかる電気料金の一部を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (助成対象世帯)

第2条 助成対象となる世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 第3条に定める助成対象期間において、生活保護等世帯であること。
- (2) 第3条に定める助成対象期間において、騒防法の規定に基づき指定する第一種区域に所在する対象住宅に居住していること。
- (3) 第3条に定める助成対象期間に使用した電気料金を支払っていること。

### (助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、当該年度の7月から10月までとする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる世帯人数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基本助成額を超えない範囲で、別に定める豊中市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付事務取扱要領（以下「要領」という。）第3条の助成金の算出方法により算出した額とする。

世帯人数	基本助成額
1人世帯	8,000円
2人世帯	9,000円
3人世帯以上	10,000円

### (助成金の交付申込)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、要領第4条で定める助成金の交付申込期日までに、生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付申込書を市長に提出しなければならない。

2 生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 電気料金の領収書等
  - (2) 被保護証明書又は支援給付証明書（ただし、空港課長が豊中市個人情報保護条例に基づき福祉事務所長に申請し、回答を得たものは省略）
- 3 前項第1号で定める電気料金の領収書等とは、次の各号に定めるところによる。
- (1) 電力会社等から7月から10月の各月に請求された電気料金の領収書又は支払証明書等
  - (2) 共同住宅等において、家主、管理人、管理会社に電気料金を支払っている場合は、7月から10月の各月に請求された家主等電気料金領収証明書

(助成金の交付決定及び確定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の額を決定及び確定し、生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付決定兼確定通知書により通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申込等により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、既に交付した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

附則 この要綱は、平成元年10月3日から施行し、平成元年から交付する補助金について適用する。ただし平成元年に限り、第5条第1項の補助金の交付の申請は12月末日までに行うものとする。

附則 この要綱は、平成5年4月1日から施行し平成5年度から交付する補助金について適用する。

附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度から交付する補助金について運用する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度から交付する補助金について運用する。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度から交付する補助金について運用する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度から交付する助成金について運用する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度から交付する助成金について運用する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から実施し、平成27年度から交付する助成金について運用する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度から交付する助成金について運用する。

附則

1. この要綱は、平成30年10月1日から実施し、平成30年度から交付する助成金について運用する。

2. 平成31年3月31日までの間は、第2条に規定する「生活保護等世帯」について、平成30年9月に生活保護法第11条第1項に掲げる扶助又は支援法第14条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成30年10月から平成31年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至った世帯（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成30年9月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。

附則

1. この要綱は、令和元年10月1日から実施し、令和元年度から交付する助成金について運用する。
2. 令和2年3月31日までの間は、令和元年9月に第2条に規定する「生活保護等世帯」であって、令和元年10月から令和2年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至った世帯（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が令和元年9月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。

附則

1. この要綱は、令和2年10月1日から実施し、令和2年度から交付する助成金について運用する。
2. 令和3年3月31日までの間は、第2条に規定する助成対象世帯について、令和2年9月に第2条に規定する「生活保護等世帯」であって、令和2年10月から令和3年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至った世帯（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が令和2年9月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から実施し、令和3年度から交付する助成金について運用する。

附則 この要綱は、令和3年8月1日から実施する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から実施し、令和6年度から交付する助成金について運用する。